

## Global Tax Update

### 米国

デロイト トーマツ税理士法人 US Desk

2023 年 5 月 31 日号

### 米国個人所得税

#### ～日本居住の米国市民及び永住権保有者の申告義務～

##### 1. 米国外に住んでいても毎年確定申告が必要

ビジネスのグローバル化に伴い、米国赴任中に永住権（グリーンカード）を取得された日本人や米国で生まれた二重国籍者は増加傾向にあるが、米国の確定申告義務については周知されておらず、長年に渡り米国の確定申告を行っていなかった日本人納税者からの相談が顕著に増加している。

米国市民やグリーンカード保持者は、原則として居住地にかかわらず全世界所得（給与・不労所得を含む）について米国で課税を受けるため、日本に居住する場合も、一定以上の年間所得がある場合には米国で確定申告の対象となる。一定以上の年間所得とは、例えば 2023 年度の独身納税者の場合は 13,850 ドル（65 歳以上は 15,700 ドル）を超える所得を指し、米国で一切所得が無い場合も、年間所得が同額を超える場合に確定申告が必要となる。

ただし、所得が米国外でのみ発生している場合には、例えば 2023 年度であれば 13,850 ドルの基礎控除（Standard Deduction）や 120,000 ドルの外国所得控除（Foreign Earned Income Exclusion）等が認められるため、実際に納税が必要となる日本人はより限定的となる。

##### 2. 高額なペナルティが課されるリスク

日本に居住する場合、申告期限は翌年 6 月 15 日となるが、納税が必要な場合は同 4 月 15 日までに納税を済ます必要があり、状況次第では四半期の予定納税が必要となる。

滞納額が発生している場合には高額な延滞税や加算税が課される可能性があるが、控除等により納税が不要な場合であっても、米国外の法人の支配株式を保有している納税者は、1 社当たり年 10,000 ドルの加算税が課されるため、心当たりのある日本人は特に留意が必要となる。

##### 3. その他の申告義務

米国外に保有する特定の外国金融資産の総額が一定の基準を超える場合、情報開示が必要となる。FATCA 法に基づく外国金融資産報告書（Form 8938）及び資産隠しや資金洗浄の取締まりを目的とした外国金融口座報告書（FinCEN Form 114）がある。

##### 特定外国金融資産報告書（Form 8938）

個人で保有する特定外国金融資産の時価の合計が次頁提出要件の表に記載の一定額を超える場合、確定申告時に Form 8938 の提出が必要となる。報告対象となる金融資産には、銀行口座（預貯金、当座、貯蓄、財形、定期預金等）、証券取引口座（投資信託、持株会等）、個人年金口座、米国外パートナーシップの持分等がある。

Form 8938 の申告遅延や申告漏れに対しては、次頁提出要件の表に記載のとおり 10,000 ドルのペナルティが課される場合がある。

## 外国金融口座報告書 (FinCEN Form 114)

米国外に保有する金融口座残高の合計が課税年度中一度でも 10,000 ドルを超える場合、確定申告とは別に、保有する全金融口座について FinCEN Form 114 で米国財務省に報告する必要がある。例えば、日本で 2 つの口座を保有しており、それぞれの口座の最高残高の合計が課税年度中一度でも 10,000 ドルを超えた場合、米国外に保有する全ての口座を報告する必要がある。また、法人名義であっても個人として署名権を持つ口座については報告対象に含まれる。

FinCEN Form 114 の提出期限は延長後で翌年 10 月 15 日 (2022 年分は 2023 年 10 月 16 日) であり、こちらも 10,000 ドルのペナルティが課される可能性がある。なお、特定外国資産報告書と報告内容は類似しているが、一定の要件を満たす場合は、それぞれに提出が必要である。

### おわりに

デロイト・トーマツ税理士法人では、米国税務に関して専門チームを有し、現地専門家とのパイプラインを通じて常に最新情報を入手の上、多数の事業分野に米国税務アドバイザー及びコンプライアンスサービスを提供しております。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、ご相談下さい。

## Form 8938 の提出要件

|                     |   | 独身        | 夫婦合算<br>申告 | 夫婦個別<br>申告 |
|---------------------|---|-----------|------------|------------|
| 米国内に居住する場合の<br>提出要件 | 暦年中いずれかの時点<br>における最高残高  | \$75,000  | \$150,000  | \$75,000   |
|                     | 年末時点の残高   | \$50,000  | \$100,000  | \$50,000   |
| 米国外に居住する場合の<br>提出要件 | 暦年中いずれかの時点<br>における最高残高  | \$300,000 | \$600,000  | \$300,000  |
|                     | 年末時点の残高   | \$200,000 | \$400,000  | \$200,000  |
| 提出先                 | IRS (申告書に添付の上提出)  |           |            |            |
| 提出期限                | 確定申告書の提出期日 (10 月 15 日までの延長申請が可能)  |           |            |            |
| ペナルティ               | 10,000 ドル<br>さらに、IRS が申告漏れの通知を郵送した後、正しい Form 8938 を提出しない場合、30 日ごとに 10,000 ドル、最大 60,000 ドル |           |            |            |

## FinCEN Form 114 の提出要件

|       |  |
|-------|--|
| 提出要件  | 米国外に保有する金融口座残高の合計が課税年度中一度でも 10,000 ドルを超えた場合                      |
| 提出先   | Department of the Treasury                                       |
| 提出期限  | 4 月 15 日 (自動延長後期限は 10 月 15 日)                                    |
| ペナルティ | 故意でない場合、最高 10,000 ドル<br>故意の場合、最高 100,000 ドル又は口座残高の 50% のいずれか大きい額 |

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

| デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US Desk |  |  |
|-------------------------------|--|--|
| パートナー                         | 前田 幸作  | <a href="mailto:kosaku.maeda@tohmatu.co.jp">kosaku.maeda@tohmatu.co.jp</a>           |
| パートナー                         | 平山 伊知郎   | <a href="mailto:ichiro.hirayama@tohmatu.co.jp">ichiro.hirayama@tohmatu.co.jp</a>     |
| マネージングディレクター                  | 竹内 洋人  | <a href="mailto:hiroto.takeuchi@tohmatu.co.jp">hiroto.takeuchi@tohmatu.co.jp</a>     |
| シニアマネジャー                      | 倉本 光恵  | <a href="mailto:mitsue.kuramoto@tohmatu.co.jp">mitsue.kuramoto@tohmatu.co.jp</a>     |
| シニアマネジャー                      | 五十嵐 寿行   | <a href="mailto:hisayuki.igarashi@tohmatu.co.jp">hisayuki.igarashi@tohmatu.co.jp</a> |
| マネジャー                         | 榎本 純子  | <a href="mailto:junko1.enomoto@tohmatu.co.jp">junko1.enomoto@tohmatu.co.jp</a>       |
| マネジャー                         | 竹内 久里  | <a href="mailto:kuri.takeuchi@tohmatu.co.jp">kuri.takeuchi@tohmatu.co.jp</a>         |
| マネジャー                         | 栗原 義明  | <a href="mailto:yoshiaki.kurihara@tohmatu.co.jp">yoshiaki.kurihara@tohmatu.co.jp</a> |
| マネジャー                         | 高橋 英恵  | <a href="mailto:hanae.takahashi@tohmatu.co.jp">hanae.takahashi@tohmatu.co.jp</a>     |
| マネジャー                         | イー ジソン   | <a href="mailto:jiseon.lee@tohmatu.co.jp">jiseon.lee@tohmatu.co.jp</a>               |
| 所在地                           | 〒100-8362<br>東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング  |  |
| Tel                           | 03-6213-3800 (代)   |  |
| email                         | <a href="mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp">tax.cs@tohmatu.co.jp</a>                         |  |
| 会社概要                          | <a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>                   |  |
| 税務サービス                        | <a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a> |  |

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301